

高齢者交通安全ニュース

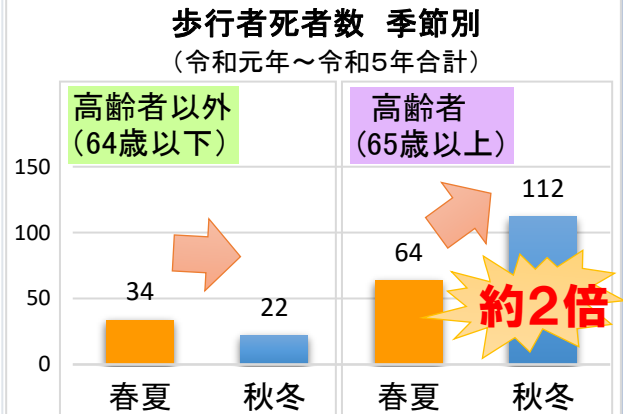
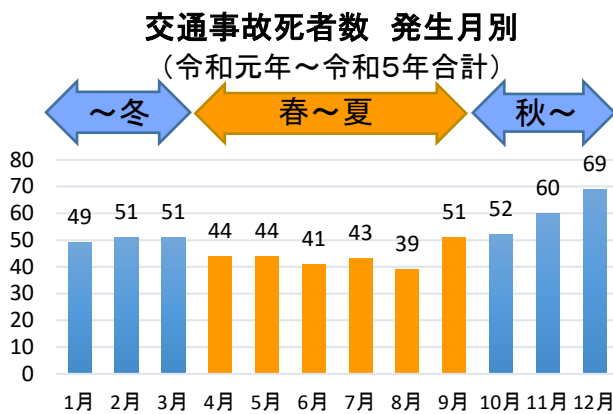
令和6年 号外①

令和6年2月8日
埼玉県警察本部交通総務課

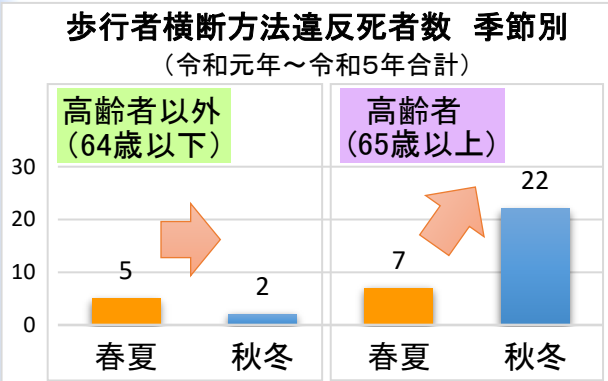


【秋冬】歩行中の横断方法違反は危険！

4～9月の春夏に比べ、日暮れが早くなる10～3月の秋冬は交通事故による死者数が増加する傾向があり注意が必要！
特に、高齢者では歩行者の死者数が約2倍に増加！



更に、歩行中に横断方法違反をするともっと危険！



春夏に比べ秋冬は歩行中の横断方法違反の高齢者の死者数が

約3倍



歩行者の横断方法違反とは (道路交通法 第12条1・2項、13条1・2項)

- 横断歩道を使わない (付近に横断歩道がある場合)
- 斜めに横断する
- 車の直前直後の横断
- 横断禁止場所の横断



明るい時間帯は車から見えていても、日暮れが早くなり周囲が薄暗くなると、その危険な横断は車からは見えていないかも！
道路上では交通ルールを守って、安全第一に行動しましょう！

♥ 高齢者を交通事故から守る「思いやり運転」 ♥

高齢者の気持ちや動きを理解して交通事故を防ごう！

暗い時間帯はハイビームを効果的に使用して高齢歩行者を早期に発見！